

補助の概要

補助事業	補助対象	補助率	補助対象経費
送迎用バスの改修支援事業	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。）及び放課後等デイサービス事業所	定額補助 ただし、1台当たり175千円までを上限とする。	送迎用バス（※1）の改修を実施するために必要な事故防止安全管理装置（※2）・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、導入費用（装置の導入に伴うバスの委託費の追加費用）。 ただし、送迎用バスの台数を超過して購入する装置・機器については、補助対象外とする。 ※1 通所のために運行する自動車であって、2列シート以下の自動車、常時2列目までしか使用しない自動車以外のもの。 ※2 国土交通省が策定したガイドラインに定める性能基準を満たしているものに限る。 《参考：装置の認定番号一覧》 https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001599676.pdf 【国土交通省HP】
ICTを活用した子どもの見守り支援事業	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。）	4／5 ただし、1事業所当たり160千円を補助上限額とする。	ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資するシステム等の導入に要する経費（システムの導入費用、機器の購入費、リース料、工事費等）。
登園管理システム導入支援事業	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。）	4／5 ただし、1事業所当たり560千円を上限とする）。	施設の安全計画等において明記された登降園管理システムの導入に要する経費（システムの導入費用、機器の購入費、リース料、工事費等）。

※ 千円未満切り捨て